



プラスチック資源循環法について

令和5年1月

環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室長
水谷 努

- 世界全体で毎年約800万トンのペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系への影響に加え、観光や漁業にも悪影響を及ぼしている。
- 5mm以下のマイクロプラスチック（元々小さいものと紫外線や波等で細くなったもの）が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。

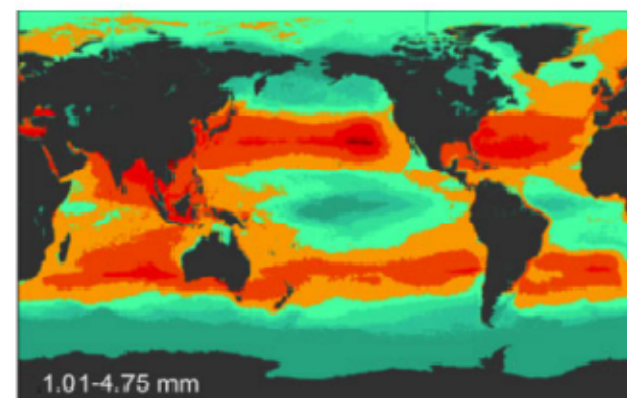
□ 世界規模での汚染拡大



出典: Saeed Rashid
ウミガメに巻き付いたプラスチック



出典: タイ天然資源環境省
クジラの胃から出てきたポリ袋



1.01-4.75 mm
マイクロプラスチックの分布(モデル予測)

□ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ



日本



米国



島嶼国

流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが必要。



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月
G20 大阪サミット

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（現在、**87の国と地域**が共有）

「**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

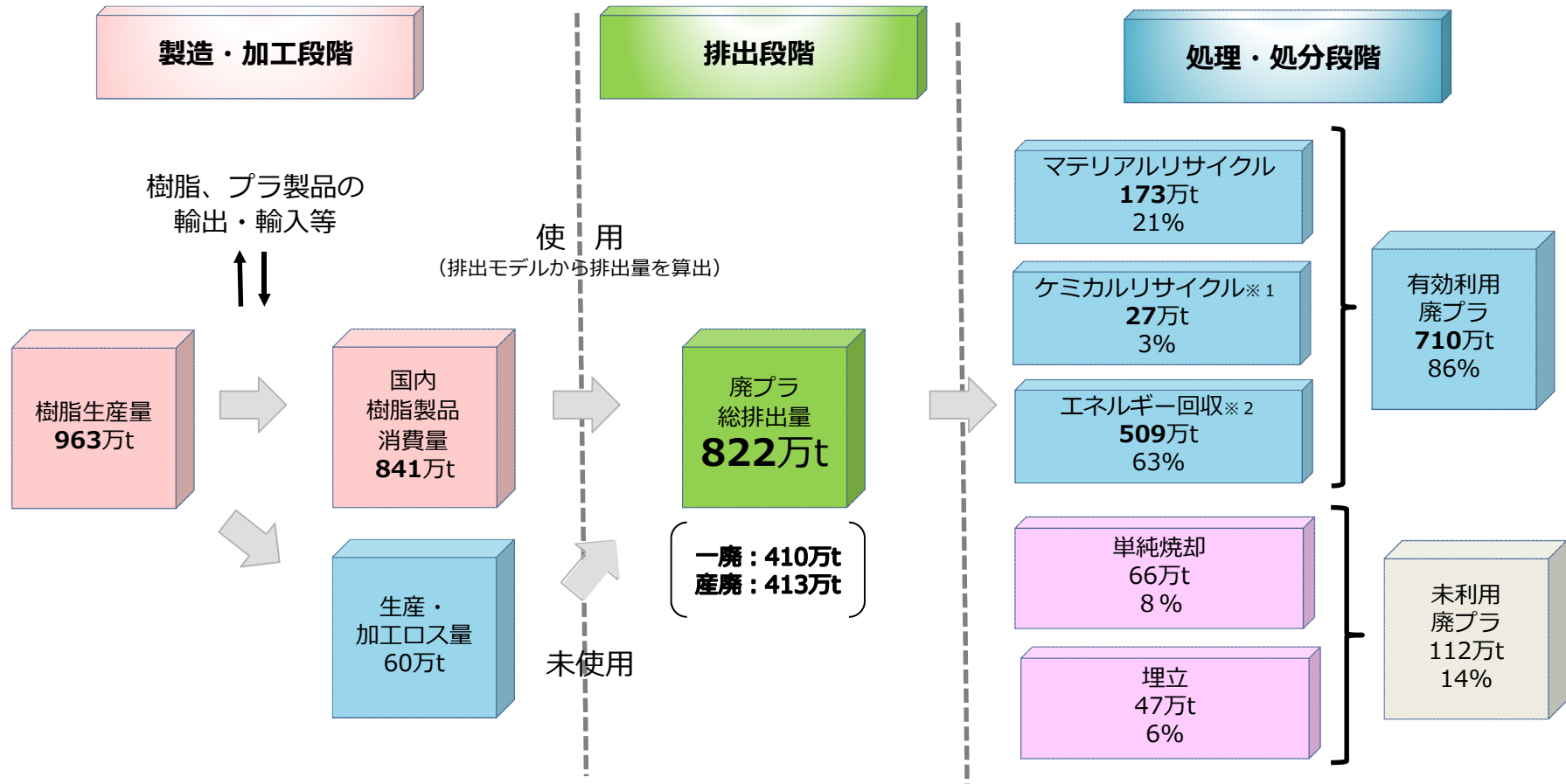
途上国におけるプラスチックごみの輸入規制等

- ・ 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- ・ その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、東南アジア諸国においても同様の輸入規制が実施された。
- ・ 有害廃棄物の越境移動等を規制するバーゼル条約の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議。（2021年1月発効）

カーボンニュートラル（脱炭素社会）に向けた政策転換

- ・ **2050年カーボンニュートラル宣言**（2020年10月26日、所信表明演説）
菅内閣総理大臣が**2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの実質排出ゼロ）を目指すことを表明**
- ・ 2030年度46%削減の中期目標の表明（2021年4月22日、地球温暖化対策本部・気候サミット）
菅総理が**2030年度に、温室効果ガス（GHG）を2013年度から46%削減を目指し**、50%の高みへの挑戦を続けることを表明

日本のプラスチックの再資源化の現状（2020年）



日本：廃プラ排出量約822万トン（2020年）
 ⇒有効利用86%（リサイクル24%、熱回収63%）
 /未利用（埋立・焼却）14%

※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
 ※2 エネルギー回収：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

出典) プラスチック循環利用協会データ

背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等

- ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）
- ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

リサイクル

- ▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
- ▶ 漁具等の陸域回収徹底
- ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
- ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
- ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

再生材 バイオプラ

- ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
- ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
- ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
- ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを約**200万トン**導入

海洋プラスチック対策

- ▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
- ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- ▶ 海岸漂着物等の回収処理
- ▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）

- ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）
- ▶ 代替イノベーションの推進

国際展開

- ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

基盤整備

- ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- ▶ 資源循環関連産業の振興
- ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- ▶ 海外展開基盤

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景



- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

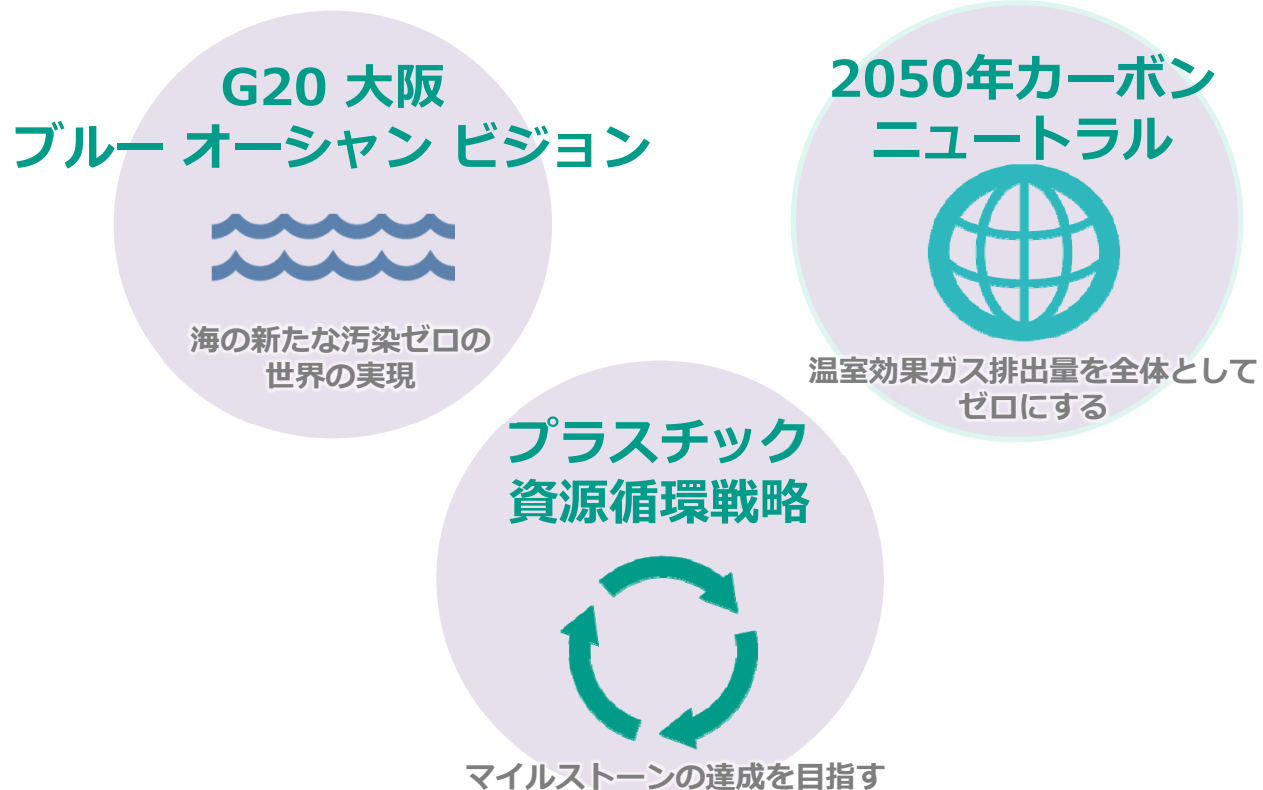
設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

基本方針の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3R + Renewable**（再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替え）を進める。**あらゆる主体**の取組を促進。



【マイルストーン】

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

①設計・製造段階

環境配慮製品を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。

すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破砕・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

製品分野毎に別途決定。

(参考) 環境配慮設計の製品の先行事例

減量化、包装の簡素化



付け替えボトル
出典) 花王 HP



出典) 日本ハム HP



プラスチック容器の代わりに最中で
商品を包んだ桔梗信玄餅極
出典) 桔梗屋 HP

減量化



ストローレス対応学校給食用紙パック
出典) 日本製紙 HP

再生プラスチックの利用



100%リサイクル素材のペットボトル

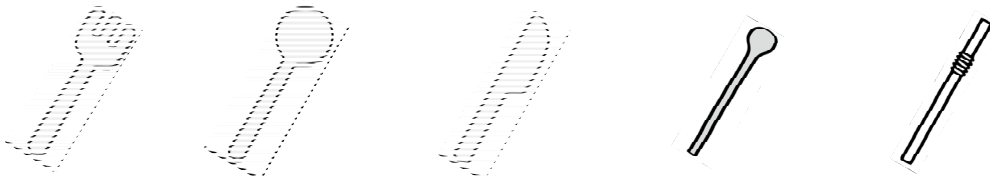
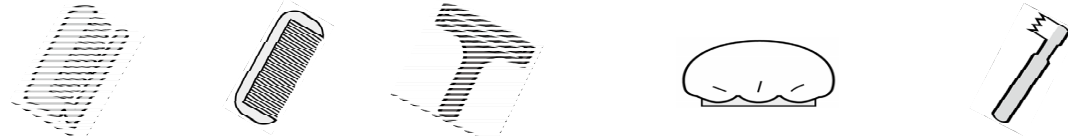

代替素材への切り替え



外袋を紙パッケージへ変更
出典) ネスレ日本株式会社 HP

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

対象製品	対象業種
<p>フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
<p>ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業：ホテル、旅館 等
<p>衣類用ハンガー 衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる

- **目標を設定**し、実施これを達成するための取組を計画的に行う。
- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 勧告等の対象となる多量提供事業者の要件は年間提供量が5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）。

(参考) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化の先行事例

小売・飲食店での取組



穴あきカトラリー
出典) ファミリー
マート HP



木製スプーン
出典) ローソン
HP



バイオマスプラスチックを
使用したカトラリー
出典) セブン-イレブ
ン HP



紙製ストロー
(FSC認証紙)
出典) スターバックスコーヒージャパン
HP



(参考) 冷たい飲み物の蓋を削減



バイオマスプラスチックスプーン、
プラスチックレンゲの有料化
出典) 餃子の王将 HP

宿泊施設での取組



竹製・木製アメニティ
出典) 帝国ホテル
ニュースリリース



アメニティの客室設置を廃止し、
フロントロビーで必要な分を提供
出典) スーパーホテル HP

クリーニング店での取組



白洋舎のリサイクル活動に
ご協力ください
ハンガーを回収してリユース、リサイクル
出典) 白洋舎 HP

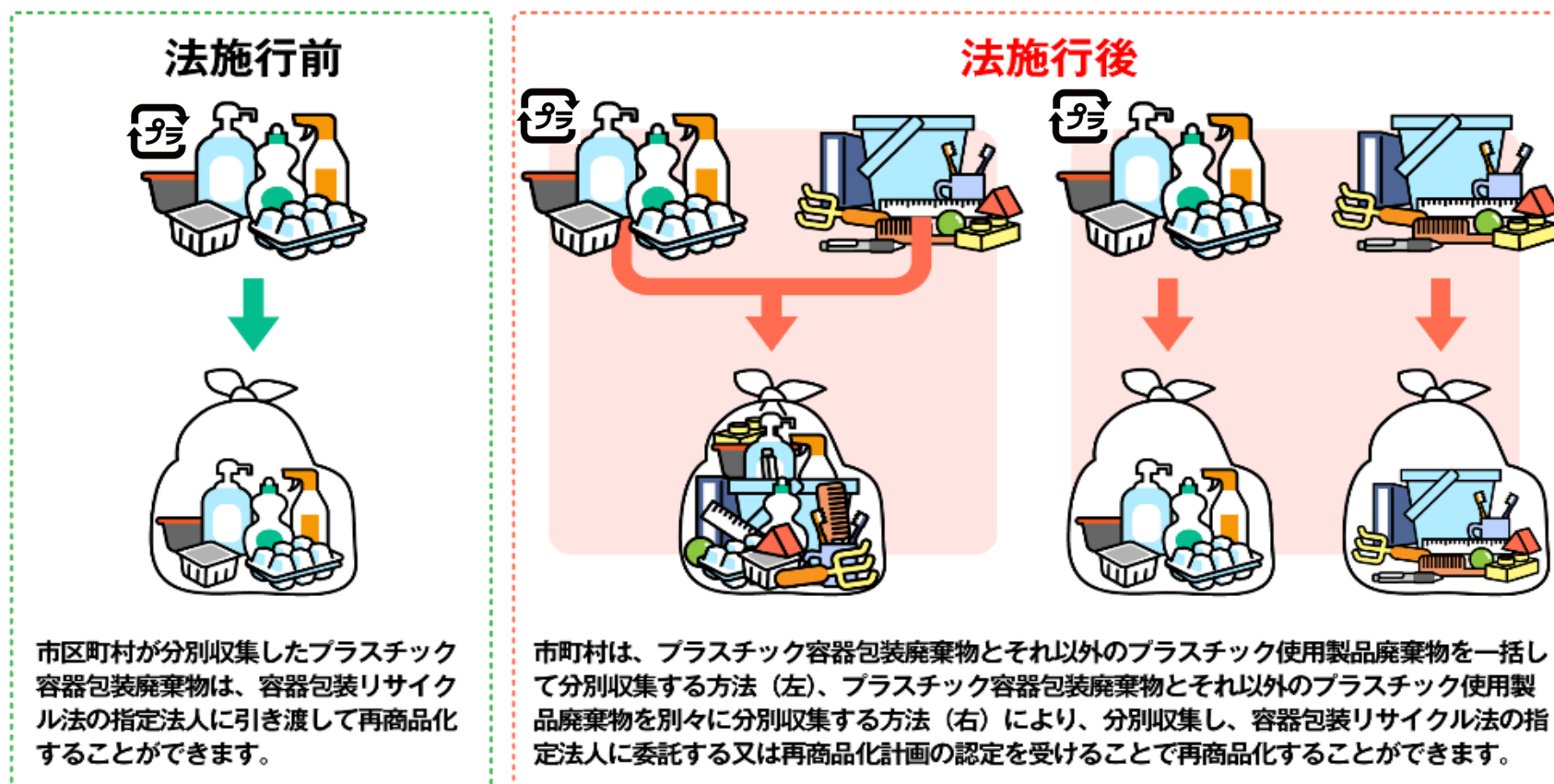


薄肉化した衣類カバーの使用
出典) 全国クリーニング生活衛生同業組
合連合会/一般社団法人クリーンライフ
協会 HP

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

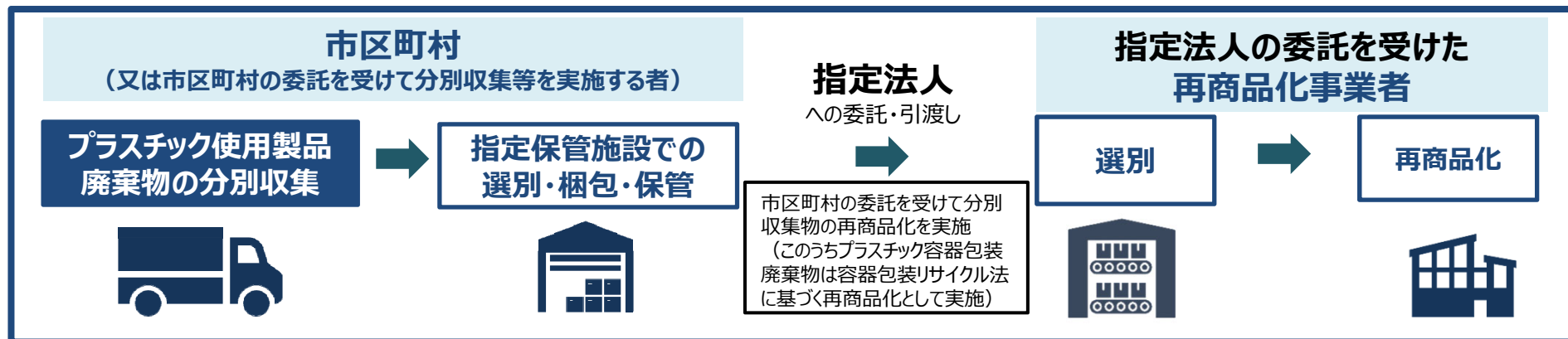


容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を実施する方法(法32条)



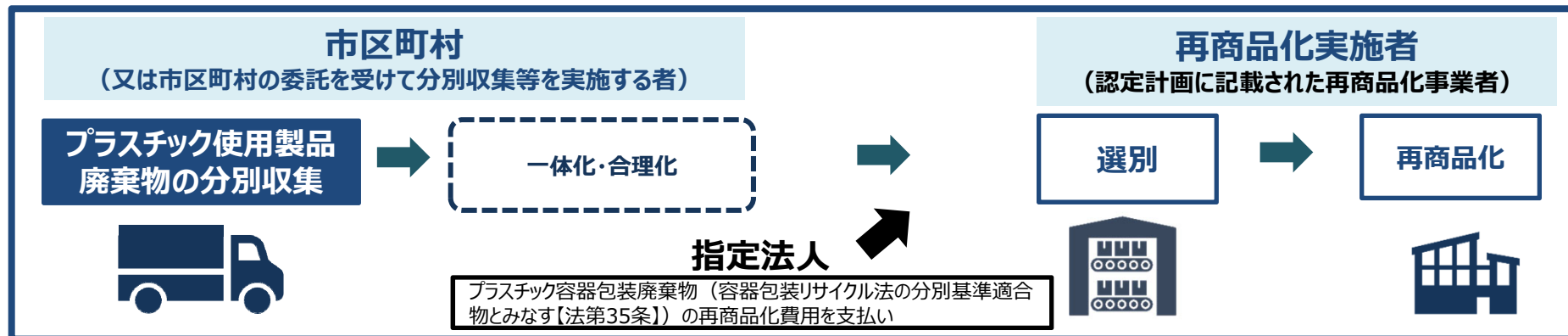
市区町村は、

- ・「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の**分別収集物の基準**及び
- ・「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）」

に従って分別収集・再商品化する必要がある。

再商品化計画に基づく再商品化（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



再商品化計画の認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準、再商品化の実施状況を把握するために必要な措置等について解説。市区町村の統括的責任、顔の見える連携協力体制の構築、基本方針に定める2050カーボンニュートラルや大阪ブルーオーシャンビジョンの達成等を記述。

仙台市による再商品化計画の認定

令和4年9月30日に宮城県仙台市から申請のあった再商品化計画について**第1号の認定**を行った。

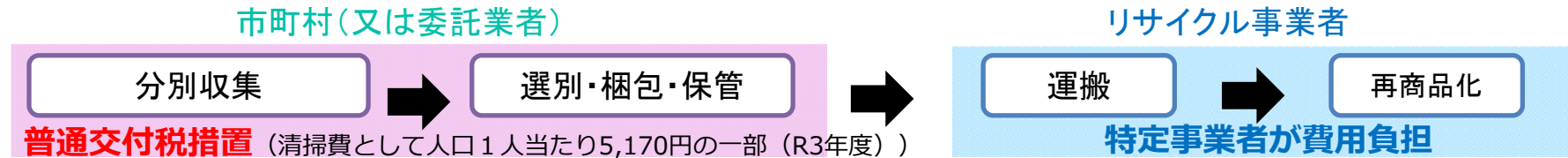
- ・再商品化計画の期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
 - ・分別収集物の種類及び量
 - プラスチック容器包装廃棄物：13,104トン/年
 - それ以外のプラスチック使用製品廃棄物：1,456トン/年
 - ・分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の名称 J&T環境株式会社
- } まとめて一括回収を行う

プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

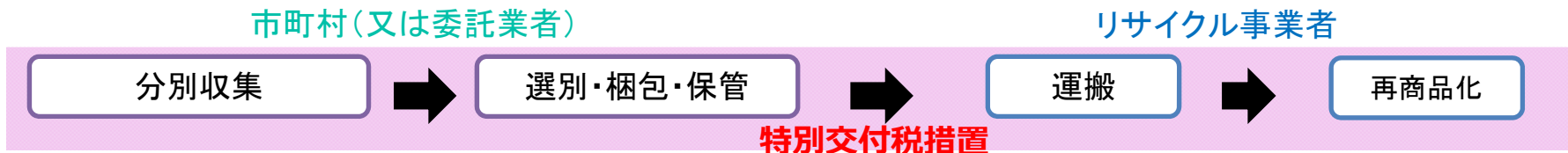
プラスチック資源循環法では、容器包装リサイクル法（容リ法）に変更を加えておらず、このため、分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

「令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和4年1月24日総務省自治財政局財政課）のとおり、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費（容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。）について、特別交付税措置を講ずる。

プラスチック製容器包装の分別収集



プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)



具体的には、環境省が既に製品の分別収集又は再商品化を実施している市区町村に対して実施した調査を基に、一律の単価（円/t）を設定。これに各市区町村が収集・再商品化した製品の量に乗じて額を算出する。（「令和4年度特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について（照会）」（令和4年10月28日総務省自治財政局財政課））

A = 収集したプラスチックの量
B = 選別後のプラスチックの量

$$\text{算定額} = \frac{\text{収集運搬・選別保管費用} + \text{運搬・再商品化費用}}{2}$$

$$= \frac{79,000(\text{円/トン}) \times A(\text{トン}) + 61,000(\text{円/トン}) \times B(\text{トン})}{2}$$

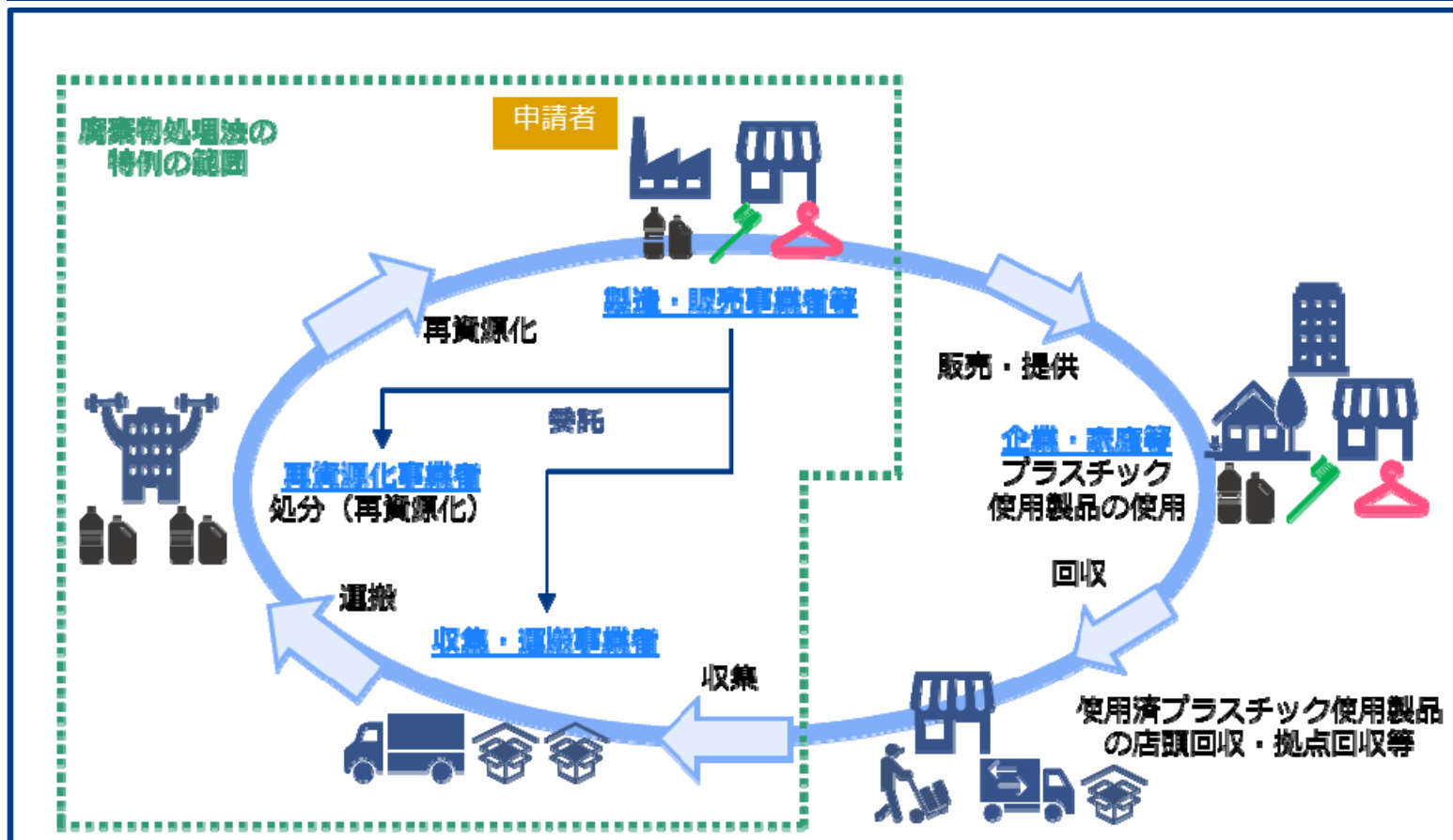
容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と 認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない（リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待。）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、市区町村が決定する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定（法39条）

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム

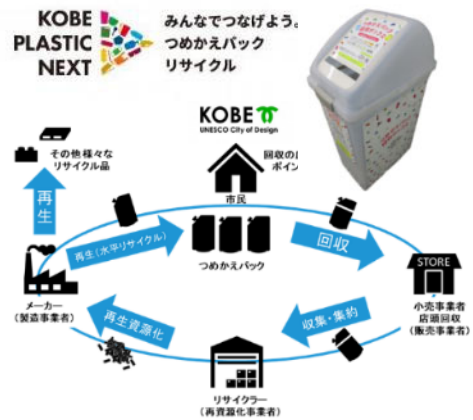


製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準等について解説。

(参考) 使用済プラスチック使用製品の自主回収を行う先行事例

つめかえパック



出典) 神戸市 HP

化粧品容器



28の化粧品ブランドが賛同し、化粧品の空容器の回収リサイクルプログラムを実施。

出典) 株式会社ロフトHP

おもちゃ



出典) 日本マクドナルド株式会社

ペットボトル

スーパー用 自動回収機 (イトーヨーカドー等)



コンビニ用小型自動回収機 (セブン・イレブン等)



出典) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス HP

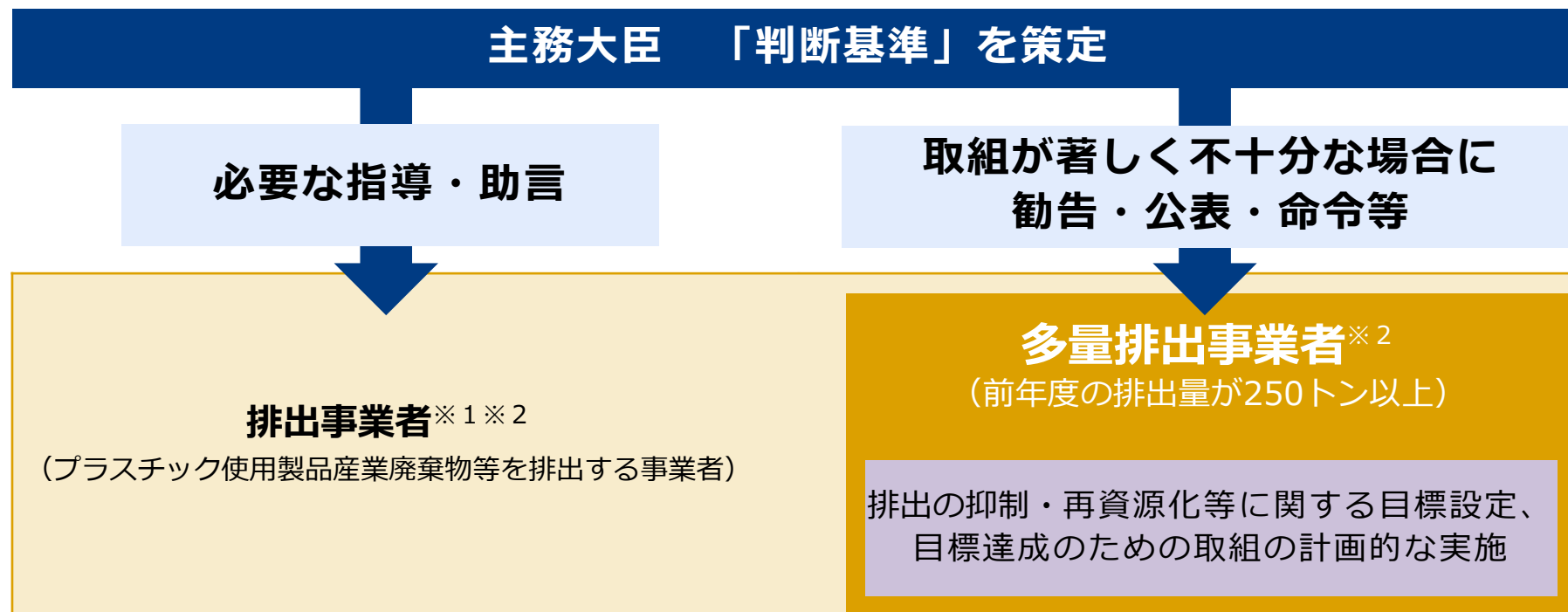
歯ブラシ



出典) ライオン株式会社 HP

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）（法44条）

- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。



※1 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種に属する事業を行う個人・会社・組合等
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等 を除く

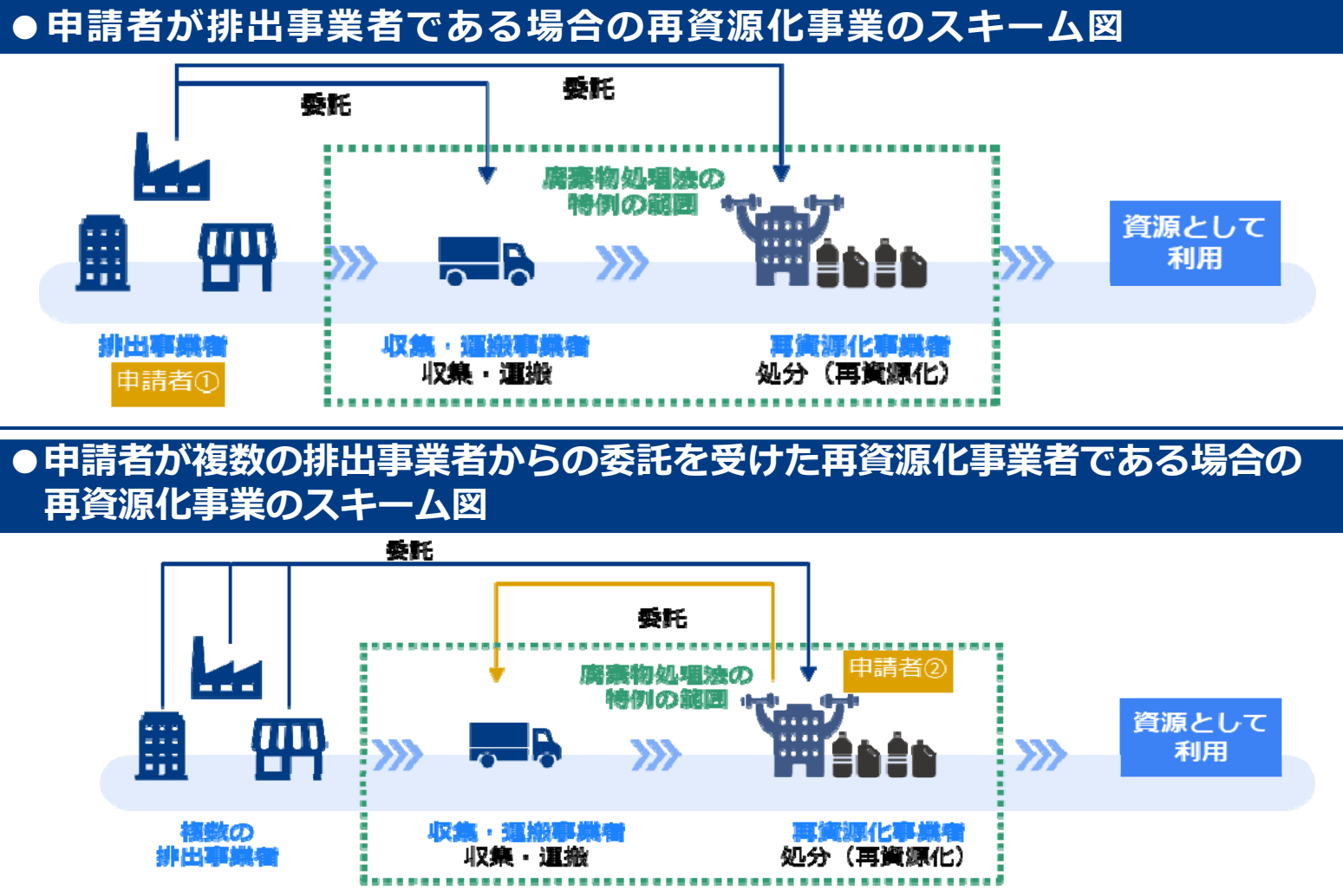
※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする

排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（2022.3月）

排出事業者に求められている内容を具体的に解説するとともに、取組事例等も併せて紹介。 18

排出事業者による再資源化事業計画の認定（法48条）

- ①排出事業者又は②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。



排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準等について解説。

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業



環境省



【令和5年度予算(案) 4,672百万円(新規)の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品や航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源(バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等)に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

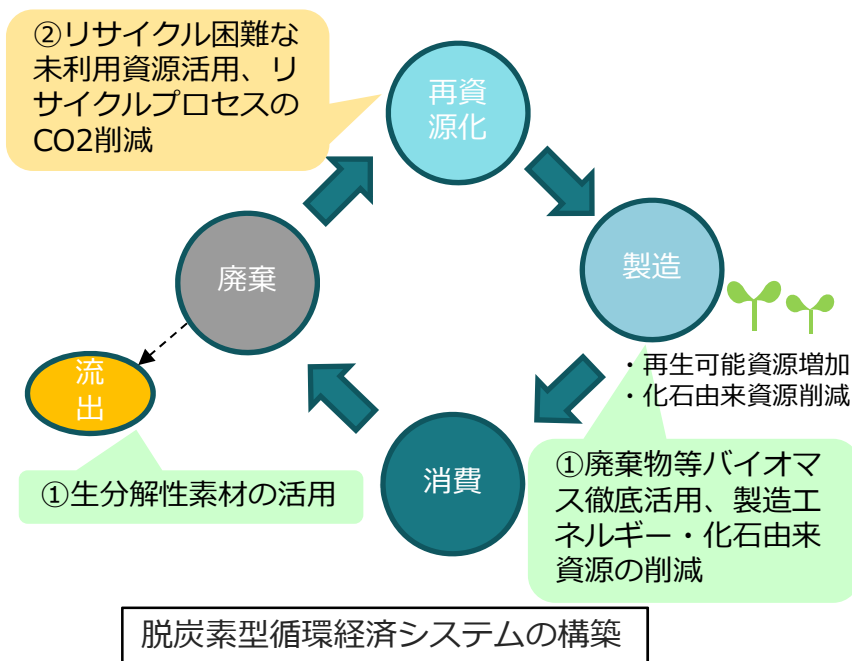
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業(補助率1/3、1/2)
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話: 03-5501-3153 廃棄物規制課 電話: 03-6205-4903
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話: 03-6205-4938

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和5年度予算(案) 4,991百万円(新規)】
 【令和4年度第2次補正予算額 3,000百万円の内数】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する金属資源、半導体をはじめとした少量多品種に分散しているレアメタル等を確実にリサイクルする体制を確保する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・国内資源に限りがあることから、都市鉱山を資源調達元として位置づけられるような体制作りを支援する。



金属破碎・選別設備



Li-ion電池
リサイクル設備

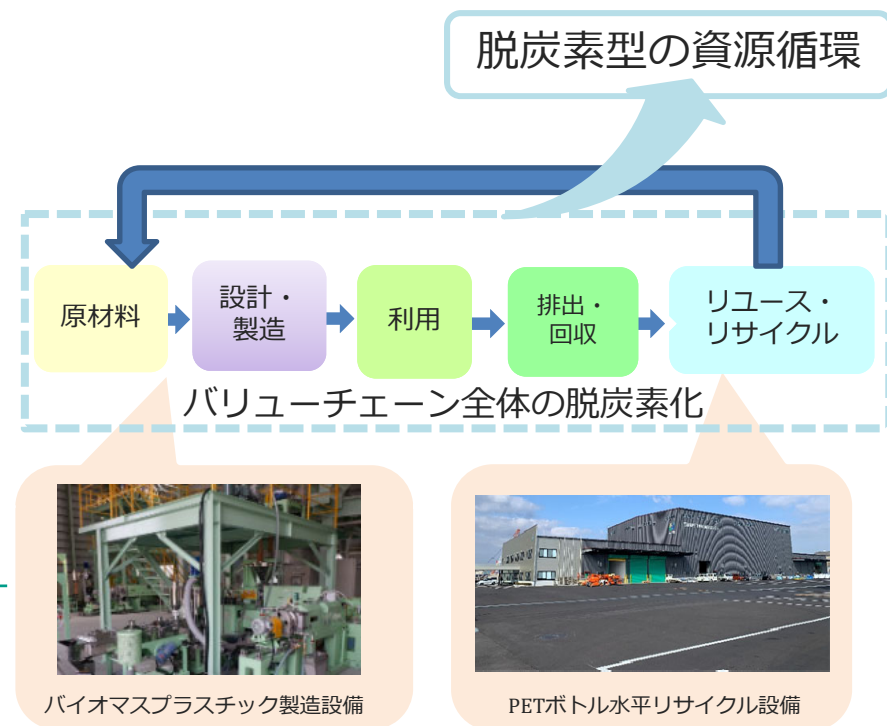


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率 1/3, 1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

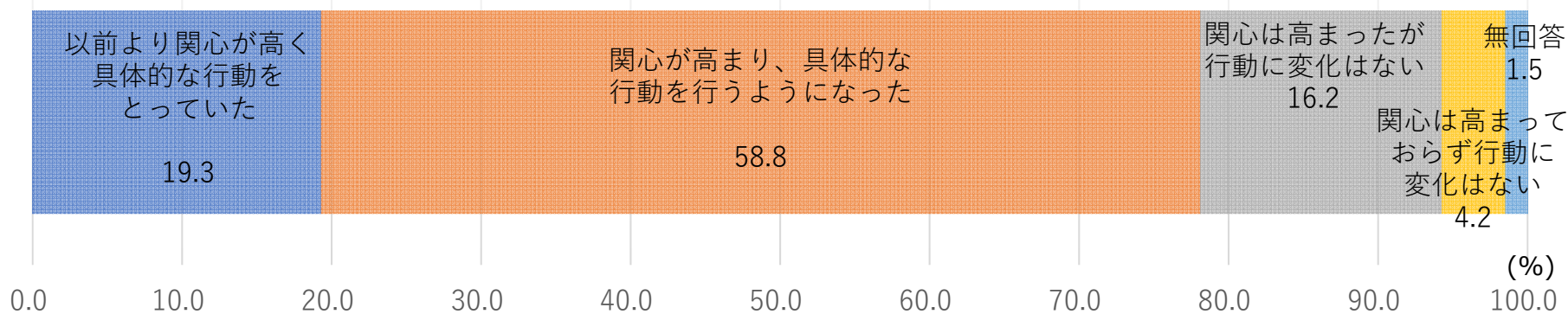


お問合せ先: 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話: 03-5501-3153

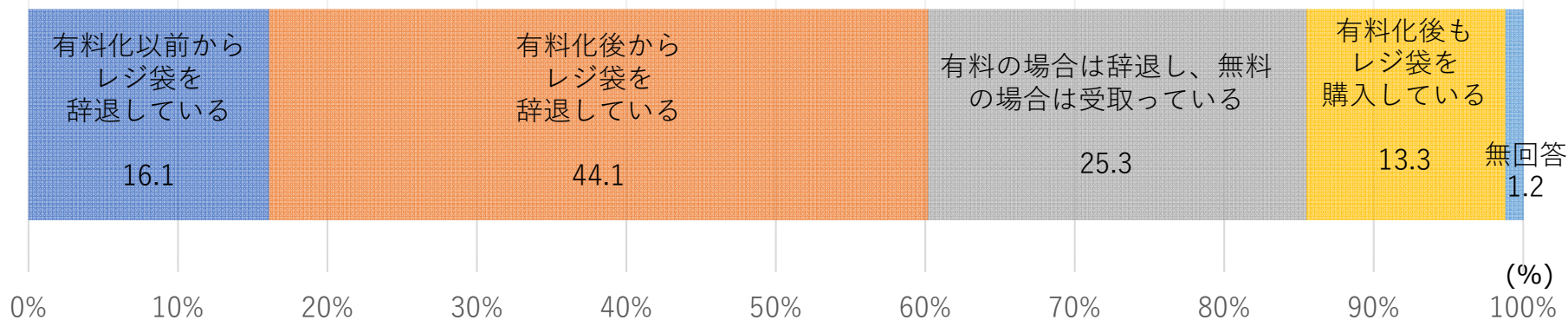
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

- ・期間：2022年9月1日～10月9日
- ・方法：郵送
- ・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

<レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化>



<レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況>



海洋プラスチックごみ条約の策定に向けた動き

- 2019年のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意。現在、87の国と地域が共有。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）では、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、政府間交渉委員会（INC※）の設置を決議。2024年末までに作業完了を目指す。
※Intergovernmental Negotiating Committee
- ペルーのグスタボ・メサ＝クアドラ前外相が議長に（第4回以降はエクアドルが引き継ぐ予定）。小野洋 環境省地球環境審議官がアジア太平洋地域代表のINCビューロー（理事）に選出

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28～12/2@ウルグアイ、プンタ・デル・エステ
・INCビューロー（理事会）発足、議長の選任、条約の目的や主要交渉議題の特定、

2023年

（各国等は条約に必要な要素案に関する意見を提出）

INC2 : 5/22～26@フランス、パリ

INC3 : 1 1月末

2024年

国連環境総会（UNEA） : 2月後半（INCの状況報告）

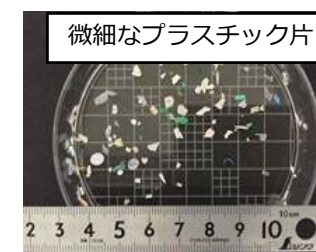
INC4 : 5月前半

INC5 : 1 2月前半（条約案の取りまとめ）

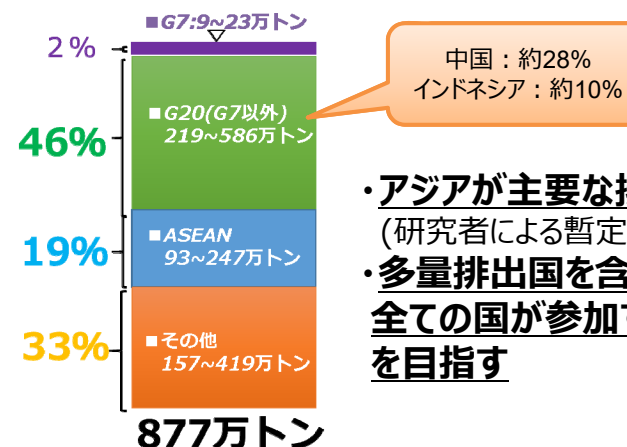
2025年

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

※最速の場合



<国別の海洋への年間流出量>



- ・アジアが主要な排出地域（研究者による暫定推計）
- ・多量排出国を含む
- 全ての国が参加する枠組みを目指す**

circulation of plastic resources
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ
プラスチック資源循環

🔍 サイト全体から検索



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が**2022年4月1日**に始まります

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | 認定申請 | 支援措置 | 広報ツール | よくあるご質問・資料等

環境省 **サステナビリティ広報大使**が
プラスチック資源循環の**新法**をPR
します!!
PR動画
公開中!!

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
手引き等の
ご案内

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
制度説明動画の
ご案内

<http://plastic-circulation.env.go.jp>

プラ新法

Search

ご清聴ありがとうございました。